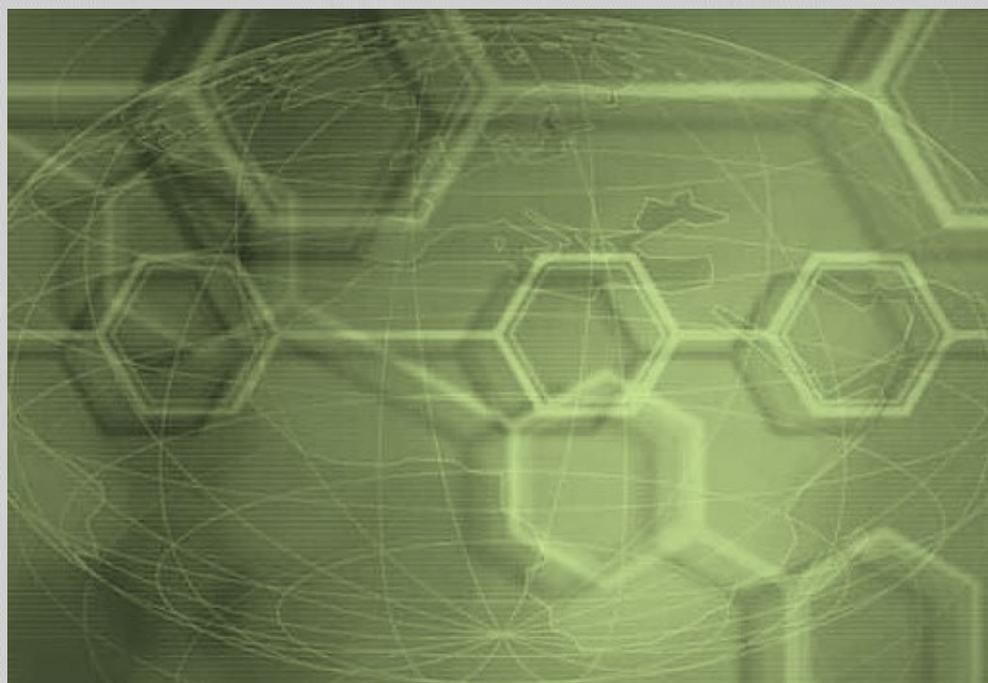


# 初学者のための 安全保障輸出管理解説書 (化学産業向け)



2024年10月

一般社団法人 日本化学工業協会  
安全保障貿易管理検討部会



# 目次

はじめに	3
第1章 安全保障輸出管理とは何か	5
1.1. 制度の概要	5
1.2. 輸出管理制度のいくつかの特徴	13
第2章 法令の読み方	17
第3章 該非判定	20
第4章 技術情報	33
第5章 キャッチオール規制関連	46
第6章 輸出貿易管理令別表第2関連	54
第7章 個別許可・承認関連	57
第8章 少額特例	60
第9章 包括許可・承認	62
第10章 違反関連	64
第11章 輸出管理全般	66

# はじめに

前回まで「米国 EAR」、「技術情報の輸出管理」と続けて比較的重いテーマに取り組んだ後、日本化学工業協会安全保障貿易管理検討部会では、化学企業で輸出管理を学ぶ際に最初に手に取って頂けるような、初学者向けの解説書の制作に取り組むこととなりました。とはいえ、「初学者」とはどのような方々を対象とすべきか、取り上げる対象事項の範囲をどこまでとすべきか等を決定することは難しく、まずは各自の経験から、またはイメージする Q&A を書き出してみようということになり、執筆を開始しましたところ、あるメンバーは、初学者とは輸出管理法令の文章を初めて読む方、あるメンバーはこれから初めて商品やサンプル等を海外に送付する方、またあるメンバーは輸出管理を取り纏める立場になった方・・・等、いろいろな捉え方がわかりました。そのようなイメージの違いを超えて、輸出管理の初々しい断片をできるだけ多数集めながら、この解説書は新鮮そのままに誕生致しました。輸出管理全体のイメージを捉えるためには是非ともお役立て頂ければと思います。ただその一方で細かい知識や例外に当たる具体的な事案等につきましては敢えて触れておりませんので、是非本書を次の段階への橋渡しとして利用して頂ければと思います。

本書は、弊部会にて制作致しました 2015 年「役務取引解説書」、2017 年「貨物等管理解説書」、2020 年「米国 EAR 等解説書」、2022 年「技術情報の輸出管理 解説書」に続き、さらに輸出管理の世界へ第一歩を踏み出そうとされる方々に向けて歓迎の意を込めた解説書となりました。

前回までと同様、あくまでも本書は制作時の法令に従ったものであり、今後法改正となる場合もありますので実際の手続き・判断においては、必ず最新法令をご確認頂きますようお願いいたします。また、一問一答式のため、よく似たフレーズが複数回出てくる場合がありますことにつきまして、よろしくご了承ください。

本書の作成にあたり、日常業務でお忙しい中 Q&A の作成、部会での議論、編集にご協力下さった部会メンバー各位、事務局各位にこの場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

一般社団法人 日本化学工業協会  
安全保障貿易管理検討部会 部会長  
三井化学株式会社 総務・法務部主席部員  
小池 眞

# 第1章 安全保障輸出管理とは何か

まず、安全保障輸出管理に関する最も基本的な用語の意味についての理解から確認していきましょう。ここに挙げた用語や法令は、初学者の方も理解しておくべき最低限のものです。ここではまず制度の概要と安全保障輸出管理の大きな特徴を学びます。各用語等に慣れるまでは少しわかりにくいかもしれませんが、早い段階で身に付けておきましょう。

## 1.1 制度の概要

Q

01

安全保障輸出管理とは、何ですか。

A

01

平和・安全のために輸出の際の貨物・技術について規制をかけることを言います。特に西側の国々の国際的な枠組みにより規制品目の大筋が決められます。日本では外国為替及び外国貿易法(外為法)とその下位法令である輸出貿易管理令、外国為替令等に規定されています。違反した場合の罰則は厳しく、企業に対しては経済産業省より輸出管理体制を構築するようかなり具体的な指導を行っています。

**Q****02**

そもそも輸出管理は何故行わなければならないのですか？

**A****02**

武器の類いは、今では一般的に使用される様々な物(これをデュアルユース品と言います。)から作ることができます。私たちが普段業務で扱っている物からでさえ、武器は作れます。これは一般的な武器だけでなく、大量破壊兵器であっても同様です。ですから何も管理せずに輸出を行うと、こちらの気付かないうちに武器が作られ、戦争やテロの片棒担ぎをする羽目になります。何に使われるのか、使う会社がどのような会社なのかを確認して、自分たちが戦争やテロに巻き込まれないようにするためにも輸出管理は必要です。

**Q****03**

大量破壊兵器とは、どのような兵器ですか。

**A****03**

大量破壊兵器とは、核兵器、化学兵器、生物兵器と、これらの運搬手段となるミサイル・無人航空機の総称で、国際的に定義付けされたものです。輸出貿易管理令別表第1では、2項に核兵器関連、3項に化学兵器関連、3の2項に生物兵器関連、4項にミサイル・無人航空機関連の規制品目を掲載しています。

**Q** 04 | 通常兵器とは、どのような兵器ですか。

**A** 04 | 「兵器」の中で「大量破壊兵器」以外の兵器を「通常兵器」と呼んでいます。

**Q** 05 | 外為法って、為替の法律ですよね？ 何で輸出管理に関係するのですか？

**A** 05 | 外為法の正式名称は「外国為替及び外国貿易法」と言います。確かに為替も扱いますが、正式名称にある通り、貿易についても扱う法律です。そしてこの下に輸出貿易管理令や外国為替令という政令があって輸出管理を行っています。

**Q** 06 | 輸出貿易管理令って、何ですか？ 外為法と何が違うのですか？

**A** 06

外為法が法律であるのに対し、輸出貿易管理令(一般に「輸出令」と呼称しています。)は外為法に基づき制定された政令に当たります。

外為法第 48 条の委任を受けて、貨物の輸出に関するより具体的な実務事項を定めています。また輸出において実際に規制対象となる品目や、輸出先として規制が強い／弱い国などをいろいろと定めています。

**Q** 07

外国為替令って、何ですか？ 為替に関する内容のようですが、輸出管理と何か関係があるのでしょうか？

**A** 07

外国為替令(一般に「外為令」と呼称しています。)は、輸出貿易管理令と同様、外為法に基づき制定された政令に当たります。名称の通

り為替をはじめとする資本取引に関する内容が大半を占めますが、第 17 条、第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 3 において技術の取引に関する内容が書かれています。この部分は外為法第 25 条の委任を受けて、技術の提供に関するより具体的な実務事項が定められています。また別表において規制対象となる技術を列記しています。

**Q** 08

輸出貿易管理令別表第 1 と別表第 2 の違いは何ですか。

**A** 08

輸出貿易管理令別表第1とは、安全保障に関する規制項目のリストであり、1～15項に武器、大量破壊兵器関連汎用品、通常兵器関連汎用品をリストアップし、これらはリスト規制品目と呼ばれています。また、16項に補完的規制としていわゆるキャッチオール規制品目を規定しています。これに対し、別表第2は、安全保障以外の目的での輸出規制項目のリストであり、化学品も多くリストアップされていることから化学企業では別表第2も重要です。本書では、別表第2該当品目についてもリスト該当品目とすることとします。

**Q** 09

外国為替令別表とは何ですか。

**A** 09

安全保障に関する規制項目の内、技術情報についての規制品目リストです。輸出貿易管理令別表第1の項番号とリンクしており、1～15項にリスト規制品目をリストアップし、16項にキャッチオール規制品目を規定しています。

**Q** 10

安全保障輸出管理規程は社則の記載例ですが、自社で変更しても良いですか。

**A** 10

経済産業省の外郭団体 CISTEC の HP に掲載されている安全保障輸出管理規程雛型は、経済産業省より公表されている輸出者等遵守基準に則り、その項目を網羅的に盛り込んだ雛型で、この雛型で運用して初めてほぼ輸出者等遵守基準がクリアできるものです。従って内容変更、特に簡素化は難しいです。

**Q** 11

輸出貿易管理令別表第 1 と外国為替令別表では、リスト規制品目と同じ表の中にキャッチオール規制の項があるのですか。

**A** 11

輸出令別表第 1、外為令別表とも 1～15 項にいわゆるリスト規制品目を列挙し、16 項にいわゆるキャッチオール規制品目を規定しています。

**Q** 12

リスト規制とキャッチオール規制を兼ねている品目はありますか。

**A** 12

輸出貿易管理令別表第 2 該当品目は、同一品目でリスト規制品目とキャッチオール品目を兼ねているということになります。



13

化学企業では様々な化学品を扱っていることから、別表第1、別表第2で相当多くの化学品の該非を確認する必要があるということですか。



13

化学品の該非判定については、別表第1、別表第2を合わせるとかなりの数の該当品がリスト規制品目として列挙されています。化学品の主要法令該非検索用ソフトなども有効です。



14

輸出って、コンテナ単位で海外へ送ることですよね？ サンプル 50gを海外へ送るだけでなぜ輸出になるのですか？



14

輸出とは関税法において、「輸出」とは、内国貨物を外国に向けて送り出すことをいう。」と定義され、外為法でもこれを踏襲しています。定義の通り、「日本から外国へ貨物を送る」ことを輸出と言い、金額や数量については言及がありません。ですからほんの少量であっても「モノ」を海外へ送る行為は全て輸出に該当します。



15

輸出と輸入の内、輸出管理を重視しているのはなぜでしょうか。



15

輸入管理規制もありますが、輸出者側の方が対象品目に詳しいことが多く、また国境を越える前に規制を掛けることが妥当であるため、国際的な枠組みにおいても輸出管理の方により重点が置かれています。



16

安全保障貿易管理について、日本を含む国際社会が一体となって取り組んでいて、「国際輸出管理レジーム」を作って推進していると説明を受けました。「レジーム」とは何でしょうか？



16

レジームとは、「枠組み」、「体制」のことです。以下4つの国際輸出管理レジーム(レジーム名/分野)があります。

①NSG/核兵器、②AG(オーストラリア・グループ)/生物・化学兵器、③MTCR/ミサイル、④WA(ワッセナー・アレンジメント)/通常兵器

これらのレジームで決定した規制品目等が参加国の法令に反映されることとなります。

## 1.2 輸出管理制度のいくつかの特徴

この項では、安全保障輸出管理に関しての特徴的な問題を扱います。輸出というと、どのようなイメージを持たれるでしょうか。タンカーや貨物船をチャーターして1年に何回も海外顧客へ貨物を輸送する業務でしょうか。それも典型的な輸出ですが、安全保障輸出管理では、輸出概念をより広く考えておく必要があります。ぜひ最初の段階で知っておきましょう。

### 間接輸出

**Q** 17 | 我々の部署では商社が輸出するので直接輸出することはありませんが、必ず商社にどこの国へ輸出するかを確認し、納入先の顧客情報を開示頂き、社内申請をしています。直接輸出をしなくても、この作業は必要という認識で間違いないでしょうか。

**A** 17 | ご質問のケースは間接輸出にあたりますので、最終需要者の情報（仕向国等）が分かる場合は輸出管理（該非判定・顧客審査・取引審査）をお願いします。最終需要者の情報が分からない場合は、商社側で必要な輸出管理対応をした後に輸出するよう記載した該非確認書等を商社に提出して下さい。

### 海外関係会社向け輸出

**Q** 18 | 海外関係会社のような懸念のない顧客及びリスト規制非該当の貨物・技術の輸出の場合であっても輸出管理の対象になりますか？



18

懸念のない顧客かつリスト規制非該当の貨物・技術の輸出の場合であっても、輸出管理が必要です。

手荷物



19

海外出張の際に持って出る手荷物すらも輸出管理をしなければならないのですか？



19

海外出張の手荷物も、海外へ出る、と言う点では明確に輸出の定義に該当します。このため輸出管理をしっかりと行う必要があります。

実際に、手荷物に許可が必要な品目を隠したまま出国しようとして空港の手荷物検査で見つかり、大事になったケースもあります。なお、「持ち帰るから問題ないはずだ。」という主張を聞くこともありますが、それは間違いです。持ち帰る、と言う行動は「輸出をして、その後輸入をする」ということに他なりません。一旦輸出をしますの  
で、輸出管理の対象です。

無償サンプル



20

無償サンプルを海外へ送ります。無償なのでから輸出管理も不要ですよ？



20

輸出の定義には、有償か無償か、という基準がありません。有償であれ無償であれ、海外へ何かを送る行為それ自体が輸出に該当します。そして輸出を行う以上、輸出管理を行わなければなりません。

以下のようなケースには輸出管理を忘れないよう、特に注意が必要です。

- ・商取引での商品の海外への送付。
- ・宣伝や共同開発のためのサンプルの海外への送付。
- ・輸入した商品の返送。
- ・海外子会社への製造装置、部品の送付。
- ・海外での共同研究のための資材・機材の搬出。
- ・手荷物での貨物の持ち出し。

#### 返送(誤送品等)

**Q** 21

中国のメーカーから身に覚えのないサンプルが送られてきたので、中国の関係会社を通じて返送する予定です。当社の製品ではありませんが、輸出管理の必要はありますか？

**A** 21

返品も輸出になるので、通常通り輸出管理をしてから返送するようお願いいたします。サンプルの中身がわからない場合は、当該中国のメーカーに問い合わせ確認して下さい。

#### 返送(不良品)

**Q** 22

海外のメーカーから購入した製品に不良品があったので、返却することになりました。代金は払っていないので、まだ自社のモノではなく、ただ単に返却するだけですから輸出管理はしなくてもいいでしょうか？

**A** 22

誰の所有物か、あるいは有償か無償か等に関係なく、日本からモノや技術を送り出す(輸出する)場合、手続きの方法に差はありますが、自社が輸出者となるため輸出管理は必要で、リスト規制品であれば原則、経済産業省への個別許可申請をしないといけません。但し、食料品や木材等輸出管理が不要な場合もありますので、不明な場合は自社の輸出管理統括部署に相談するようにしてください。

返送(借用物)

**Q** 23

台湾のある企業より電池を借用しました。使用後返送したいと思いますが、借用物の返送でも輸出管理が必要でしょうか。該非判定しようと思いますが当社ではよくわかりません。

**A** 23

海外から借用したものであっても基本的には返送の際には輸出管理が必要です。借用時に別表第1の電池に関する部分の台湾語訳を送るなどして該非を確認しておいてから借用するのが良いでしょう。

## 第2章 法令の読み方

安全保障輸出管理に携わるようになると、直接法令の文章に触れる機会も出てくるかも知れません。そのような場合に備えてまずは法令の読み方についての特徴的な事項について知っておきましょう。

**Q** 24 | 外為令の中に、第 18 条に続けて第 19 条ではなく第 18 条の 2 というのが出てきました。何か、第 18 条と特別な関係にあるのでしょうか？

**A** 24 | 第 18 条と第 18 条の 2 の関係は、第 18 条と第 19 条の関係と同じです。つまり、特別な関係はありません。この仕組みは法令改正の中で、条と条の間に新たな条を追加する、と言う場合の対応策です。第 18 条と第 19 条の間に新たな条を入れたい場合、現在の第 19 条を第 20 条にする、という条番号ずれは原則として行いません。新たな条を第 18 条の 2 として挿入するのです。これは、法令が単独で成立しているのではなく、他の法令と関わり合って成立している、と言う事情のためです。番号ずれを起こしてしまうと、関係する他の法令まで改正しなければならなくなります。特に法律は国会審議にかける必要が出てきます。こうしたことを避けるため、第 18 条の 2、という表記が出てきます。

なおこれは条番号だけでなく、項番号や号番号でも同様のことが起こります。第 2 項と第 3 項の間に第 2 の 2 項、第一号と第二号の間に第一の二号、という具合です。

**Q** 25 法令を見ていると、条があって項があって号があります。号の下にはイロハ・・・と並んでいます。番号で記されているものはどこまでも新しい番号が付けられますが、イロハの場合は最後の「ン」まで行ってしまうと後がないと思います。その先を続ける場合、どんな風に書かれるのですか？

**A** 25 最近初めて、こういう事案が発生しました。貿易管理の分野で使用する「貨物等省令」と呼称される省令（正式名称は「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」と言います。）において「ン」まで到達したところがあり、その先には「イイ」と記載されていました。この先は「ロロ」、「ハハ」と続くようです。

**Q** 26 法令を読んでいると、同じ“and”の意味なのに「及び」と「並びに」、同じ“or”の意味なのに「又は」と「若しくは」が使われていることに気がつきました。同じ意味の言葉を複数使う意味は何でしょうか？

**A** 26 これは接続関係に大小がある場合に、それを表すために使われています。まず“and”の方ですが、通常は「及び」を用います。しかし接続に大小がある場合は、小さい接続に「及び」、大きい接続に「並びに」が用いられます。(A 及びB)並びに(C 及び D 及び E)というイメージです。

一方“or”ですが、こちらは通常「又は」を用います。接続に大小がある場合は、小さい接続に「若しくは」、大きい接続に「又は」が用いられます。(A 若しくは B) 又は (C 若しくは D 若しくは E) というイメージです

Q

27

法令の中に化学物質名がたくさんでてきますが、名称がおかしいです。例えば、Ethyl Acrylate のことを「エチル＝アクリラート」と書いています。「エチル＝アクリレート」の筈ですよ。なんでこんな名称になっているのですか？

A

27

英語で書かれている化学物質名を日本語に直す際、方法は三通りあります。「音訳」、「字訳」、「翻訳」です。「音訳」とは発音を耳で聞いた通りに日本語にするもの、「字訳」は字面をローマ字読みして日本語にするもの、「翻訳」は対応する日本語に変換する方法です。実は、法令では「音訳」を使用しません。人により聞こえ方が異なるため、と言うのが理由のようです。法令では原則として「字訳」を用い、一部「翻訳」を併用する、というやり方をとっています。Ethyl Acrylate についてはこの表記をそのまま無理矢理ローマ字読みに変換し、「エチル＝アクリラート」と読んでいます。このように、英語の発音で馴染んでいる化学物質の名称と法令の名称では表記が異なりますので注意して下さい。

## 第3章 該非判定

該非判定は、安全保障輸出管理の中で最も重要な事項の1つで、規制品目か否かを判定するものです。この判定の結果、輸出貿易管理令別表第1、別表第2、外国為替令別表の規制品目リストに該当していれば「リスト該当品目」となります。輸出を行う際には、該非判定は必ず行わなければならないプロセスです。多くの企業で該非判定をしっかりと行うよう具体的な社内ルールを設けています。

**Q** 28 「該非判定」とはどのように行えばよいですか。

**A** 28 該非判定は、輸出管理において最も重要な事項の1つで、取り扱う貨物・技術がリスト規制品目でないかどうか、輸出令別表第1、別表第2、外為令別表を確認して該非の判断を行い、社内の承認を得ることを言います。

**Q** 29 「該非判定」は、取引先から「該非判定書」発行の依頼が来た時に輸出管理部門に判定を依頼すれば良いのですか。

**A** 29 「該非判定」はまず取引部署の責任で自ら判定を行い「該非判定報

告」を起票してチェックを行い、さらにそれを輸出管理部門でチェックを行うことが必要です。取引先から依頼が来なくても主体的に行う必要があります。

**Q** 30 一目で、リスト規制に該当することがないと分かる貨物(例えば、ガラス容器など)を輸出する。該非判定は不要としてもよいですか。

**A** 30 貨物の輸出時は、法令(リスト規制、キャッチオール規制)に該当していないか判断する必要があります。個人的な感覚で判断せずに、法令等を確認して該非判断して下さい。また、後日判断を取引部署及び管理部門の多段階で行った旨の確認ができるように、その判定結果を残すようにして下さい。

**Q** 31 海外の関連会社に貨物を輸出します。その会社の業務内容から兵器用途に使用しないことは明確であるので、該非判定は不要としてもよいですか。

**A** 31 貨物を輸出する場合、該非判定をして下さい。自社の関連会社への輸出の場合においても、当然キャッチオール規制のチェックをしなくてよいとは判断せず、法令等を確認してキャッチオールチェックをして下さい。また、後日判断を取引部署及び管理部門の多段階で行った旨の確認ができるように、その判定結果を残すようにして下さい。

**Q** 32 | 該非判定は取引の後でも実施すればよいのですか？

**A** 32 | 輸出許可が必要な貨物を輸出する際には、輸出許可証が必要となりますので、法令違反を防止のためには取引前に該非判定を実施する必要があります。なお、経済産業省に輸出許可申請を行った場合、申請から許可証交付までの期間は原則 90 日以内(書類補正期間を除きます)となっているので、早めに準備を進めることが重要です。包括許可や少額特例を使用できるか否かの判断にも、該当項番まで確定しておく必要がありますし、リスト非該当の場合でもキャッチオールチェックの結果、用途・需要者に問題があれば輸出許可申請が必要です。

**Q** 33 | 該非判定を実施すれば、輸出管理上必要最小限の管理を行ったことになるのですか？

**A** 33 | 輸出管理は該非判定を実施すれば完了するわけではなく、顧客審査、取引審査も必要です。また、該非判定実施後、リスト該当ということになれば経済産業大臣の許可が必要な場合もあります。許可が必要な取引の場合には取引を行う前に、法令上必要な手続を行う必要があるので注意が必要で

す。リスト非該当であってもキャッチオールチェックが必要です。

**Q** 34 | 国内の取引であれば、該非判定は必要ないのでしょうか？

**A** 34 | 国内取引先への貨物の提供であっても、当該取引先から海外へ輸出されることが明らかな場合には、海外への輸出と同等の判定を行う必要があります。また、国内での技術提供であっても、非居住者または特定類型<sup>※</sup>該当者への提供は輸出とみなされるので、許可が必要でないか、確認する必要があります。

<sup>※</sup>2022年5月1日以降は、非居住者から強い影響を受けている居住者（「特定類型」と呼びます）もみなし輸出管理の対象に追加されています。

**Q** 35 | 該非判定が難しいのですが、何かいい対処の仕方はないですか？

**A** 35 | もちろんセミナーを受講する事はそれなりに有効です。しかし該非判定は、実務で経験を積まないと、なかなか力量が上がりません。該非判定実務を進めるには、詳しい方若しくは輸出管理部門の方に相談しながらということになります。

**Q** 36 | 該非判定を行え、と言われました。また該非判定はスペックで判断する、とも言われました。でも、輸出令にも外為令にも特にスペックらしきものは出ていません。どうしたら良いのですか？

**A** 36 | 経済産業省令である「貨物等省令」を確認して下さい。該非判定で必要となるスペックは、全てこの省令に記載されています。

**Q** 37 | 該非判定がとても面倒です。スペックで判断すると言いますが、そのスペックが細かすぎる場合があります。例えば炭素繊維なら「炭素繊維」として一括りに規制がかかっていれば判断も楽なのですが、何故そうになっていないのでしょうか？

**A** 37 | 外為法では「対外取引が自由に行われることを基本」(第一条)という考え方をとることから、むやみに規制対象を広げることはしません。仮に「炭素繊維」と一括りに規制してしまうと、全ての炭素繊維が対象となり広範囲な厳しい規制となってしまいます。実際には武器等に使用されるレベルの炭素繊維は一部に限られるので、そこだけを規制するようにスペックでの判断が求められるようになっています。

**Q** 38 | 該非判定のスペックは貨物等省令を見よ、というのは分かりました。でも、スペックをいろいろ見ていると意味の分からない言葉が出てきます。これはどうしたら理解できますか？

**A** 38 | このような言葉の解釈については、貨物の判定をしている場合は「運用通達」、技術の判定をしている場合は「役務通達」という、経済産業省の通達を確認して下さい。これらに、貨物等省令で出てくる様々な用語の解釈や、その用語に含まれるもの・含まれないものが明記されています。まずこれらを確認して下さい。

しかし、場合によってはこれら通達を確認しても理解できない場合や、通達に記載がない場合があります。このような場合は経済産業省に連絡し、審査官の解釈を確認して下さい。

**Q** 39 | 該非判定を行う際、全ての事案で判定項番を明確にしないとイケませんか？ どうせ、どの項にも該当しないこと(16 項該当)はわかっているのに、必要ないと思うのですが？

**A** 39 | 該非判定は、そもそも輸出令の別表第1、又は外為令の別表のそれぞれ1～15 項に該当するか否かで判定されるものですので、可能な限りどの項番で判定したかを明確にすることを心掛けるようにすれば、後々判定者の能力向上に繋がると思います。但し、明らかに該当しない場合もありますので、逆

に無駄な作業にならないよう注意してください。

**Q** 40 | 輸出管理における「10%ルール」とは何でしょうか。

**A** 40 | 他の貨物の部分をなしているものであって、分離しがたいと判断されるものや、金額にして10%を超えない部分となっている場合は、他の貨物の主要な要素となっていないと判断されますが、この部分についてリスト該当であっても輸出許可不要とする制度をいわゆる10%ルールと呼んでいます（他には「部分品特例」という言い方もあります）。分離しがたいか否かの判断は難しいので個別に経済産業省に相談した方が良いです。例として半田付けは「分離しがたい」に当たるとされています。

10%ルールは、機械類等にやや遅れて化学品にも適用できるようになりました。但し化学品の場合はもともと基準値のあるものもありますので、その場合はその基準値が優先適用となります。

**Q** 41 | 輸出先の会社とは契約書を取り交わしています。その中に国内法を遵守する項目があるため、貨物の輸出の度に該非判定は不要としてもよいでしょうか。

**A** 41

貨物の輸出時は、食料品、木材等を除き該非判定が必要になります。輸出の度に該非判定を行い、取引部署及び管理部門の多段階で判断を行った旨、記録を残して下さい。

**Q** 42

価格が安いものをハンドキャリーで海外に持っていく場合、該非判定は不要としてもよいでしょうか。

**A** 42

ハンドキャリーにおいても、まず該非判定が必要です。該非判定の要否は貨物の金額には関係ありません。なお判定結果により輸出規制の対象となった貨物において、価格によっては少額特例を使用して輸出許可なく輸出できる場合もあります。

**Q** 43

メーカーより数年前に購入した機器を輸出したいと思います。購入時に該非証明書を手に入っていたので、その証明書を使って該非判定をして輸出してもよいでしょうか。

**A** 43

貨物を輸出する時、メーカーより該非判定書が入手できる場合は最新の法令に従った判定書を手にし、必ず最新の法令に基づいて自社で該非を判定してください。他社の該非判定を鵜呑みにして、違反を起こさないようにするためにも、自社での判定は重要です。

**Q** 44 | 梱包材で貨物を梱包せず梱包材自体を輸出する場合、輸出管理は必要ですか？

**A** 44 | 輸出管理を行って下さい。梱包材のリスト規制該非を把握しておいて下さい。

**Q** 45 | 化学品等の輸出に関して、梱包用品、パレット、容器、気体輸送用ポンベ、温度・湿度等管理用計測機器、また輸送中に粉の化学品が凝固しない様に混ぜたりパレット同士がくっつかないようにまぶしたりするための粉体等についても輸出管理が必要でしょうか。

**A** 45 | 基本的には必要です。段ボールやナイロンテープ等は最初に該非判定をしておけばその後はあまり問題にならないでしょう。その他輸送時に付属品として用いる道具、機器類は機微度に応じて適宜輸出管理対象品目の1つとして扱うようにしましょう。気体輸送用ポンベやそれに用いるバルブ等も素材等によってはリスト該当となるものもあります。

**Q** 46 | 該非判定の時の根拠資料に「項目別対比表」とパラメータシートがありますが、どちらを添付すればよいですか。また、根拠資料として他に用意した方がよいものはありますか。

**A** 46 | CISTEC(一般財団法人安全保障貿易情報センター)から販売されている「項目別対比表」と「パラメータシート」という2つのうちの好きな方を使用して下さい。基本的に、項目別対比表は法令の条文をそのまま構造化したものですからやや読みにくく、扱いには慣れが必要です。これに対しパラメータシートは質問形式となっており、初心者でも比較的簡単に取扱えます。但し、パラメータシートは一部の項番しか網羅していません。パラメータシートのない項番の場合は、項目別対比表を使用して下さい。見方によっては、初心者の方は項目別対比表の方が使いやすいのではないかとのお考えの方もおられるようです。

なお、使わなくても該非判定ができる、と言う方は使わなくても構いません。但し、許可申請をする際はどちらでも良いですから必ず使用し、該当品目であることを明確に示して下さい。許可申請書類の一つとして必要です。

その他、該非判定の根拠資料としては貨物や技術の内容が分かるもの(製品カタログや成文組成表、SDS など)を用意して下さい。

**Q** 47 | 顧客からパラメータシートの提出を求められました。リスト規制非該当の製品に対応する項目別対比表はありますが、パラメータシートはないので、項目別対比表を代わりに提出して良いでしょうか？ また、リスト規制対象外の製品については項目別対比表もありませんが、根拠資料として何を提出すれば良いでしょうか？

**A** 47 | パラメータシートが存在しない場合は、項目別対比表を使用してください。

また、リスト規制対象外の製品については、「輸出令別表第1で明らかに規制されていない貨物用」の項目別対比表(16項の対比表)がありますので、それを使用してください。

**Q** 48 | 購入品の輸出にあたり、購入元が非該当証明を提供しない場合、自社で判定することは可能でしょうか？

**A** 48 | 当該品のスペックを把握でき、該非判定ができるのであれば自社判定も可能です。

**Q** 49 | メーカー購入品の該非判定を行う場合には必ずメーカーから該非判定書を取寄せる必要があるでしょうか？

**A** 49 | 必ずしもメーカーから該非判定書入手する必要はありませんが、自社での判定が困難な場合などには、対象となる貨物等の詳細情報を保有しているメーカーから該非判定書を取り寄せることは有効です。ただし、法

令上の責任は輸出者自身が負うことになるので、メーカー判定書を入手した場合には、判定結果に不安があればメーカーに更に情報提供を求めるなど、内容をよく確認する必要があります。

Q

50

該非判定について、毎年法令改正の度に見直しをしないとされます。どう見ても(誰が見ても)リスト規制貨物・技術に該当するはずはないのに、何故その都度見直しをしないとイケないのですか？

A

50

該非判定は最新の政省令に適合しているか否かが極めて重要であり、経済産業省もその点に則って各社が適正な輸出管理を行っているかの判断をしているものと考えます。どう見てもリスト規制貨物・技術に関係ないという該非判定でも、常に最新の政省令によってその判断がなされていることをエビデンスとして残すようにしておくようにしてください。

Q

51

サプライヤーから該非判定書を取得できない場合はどうすればよいでしょうか。

A

51

サプライヤーが該非判定書を発行しない場合でも、輸出者としての責任を免れることはできないので、輸出者として自ら判定することになります。専門的な知見が無い場合には、経済産業省や CISTEC の該非判定支援

を受けることも考えられます。



52

多くの場合、該非判定など実施せずに輸出している、或いは該非判定ができないと聞いていますが、そもそも該非判定を実施しなければならないのですか？



52

輸出管理に関する法令違反の7割以上が、該非判定未実施、若しくは該非判定ミスです。よって、輸出や技術提供を行う場合は、必ずミスのないよう該非判定を行う事が重要です。又、外為法は、違反すれば、最高懲役10年の刑事罰を科されることのある罰則の厳しい法令である事も認識しておく必要があります。

## 第4章 技術情報

安全保障輸出管理の中でもっとも難しい項目の1つに技術情報の輸出管理があります。どのような技術情報について管理が必要なのか、または必要ないかの区別については、最初はイメージしにくいかもしれませんが。これについても徐々に慣れていき、必要なところで抜け漏れのない管理を目指しましょう。「技術情報の輸出管理 解説書」もぜひご参照ください。

Q

53

貨物は「輸出」なのに、技術はなぜ「提供」というのですか？

A

53

技術は貨物と異なり、日本国内で非居住者に供する場合も規制対象となるためです。

なお、提供とは、他者が利用できる状態に置くことをいいます。

Q

54

技術を外国へ提供する場合も輸出管理がいるのですか？ 技術のやりとりは自由に行わないと技術の発展の妨げになるだけで良いことは何もないと思うのですが？

A

54

確かに技術の発展のためには様々なやりとりが必要です。しかし、私たちが扱っている技術の中にも武器や大量破壊兵器に転用できる

ものがたくさんあります。こうした技術が海外に漏れ出しテロリストなどの手に渡ってしまった場合、テロを助長しかねません。また技術は一度外へ出てしまうと無制限に拡散されてしまいます。こうした観点から、技術の提供においても管理を求めています。

Q

55

技術について、書面や DVD などに記載されている場合は、それを海外へ送るときは輸出と同じですから規制がかかるのは分かります。

でも、電話や E-mail で海外へ送るときは通関があるわけでもなく、誰でも簡単にできて、しかも送付したことはばれないと思います。それなのに何でこういった行為も管理しないといけないのでしょうか？

A

55

まず「技術を提供する」行為全体を規制している以上、それが書面のような形を持っているか、それともメールのように形がないか、で区

別することは困難です。同じ技術を、あるときは書面で、あるときはメールで送付することが起きるように、形態での区別はできません。

次に、ばれない、と言いますがばれます。確かにメールでの送信であればその場で経済産業省に気がつかれることはないでしょう。しかし、それで何か問題が起きた場合は、経済産業省もいろいろと調査をします。技術を提供した側が不法な提供を隠したいとしても、技術を貰った側は別に不法なことをしていないのですからどこから貰ったか隠すことはありません。また仮に隠したとしても、様々な技術の流れから自ずと判明してしまいます。そうなったとき、「隠した」という行為は悪意に基づきますので厳しい処罰が待っています。



56

何が技術情報なのか、なかなか理解できません。細かい定義付けがほしいのですが。



56

技術とは、貨物の設計、製造、及びその使用<sup>※</sup>に必要な特定の情報、と定義付けはされていますが、なかなかわかりにくいのも確かです。

各社で抜け漏れのないようにルールを決めていると思いますので、それぞれの輸出管理統括部署に相談されるか、それでも不安が残れば、経済産業省に解釈のアドバイスを受けることをお勧めします。

- ※ 設計: 設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ<sup>※</sup>の製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等の一連の製造過程の前段階のすべての段階をいう。
- 製造: 建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立て(アセンブリ)、検査、試験、品質保証等のすべての製造工程をいう。
- 使用: 操作、据付(現地据付を含む。)、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理をいう。



57

公知の技術は輸出管理の対象外とのことで、誰でも知っていることだから輸出管理しなくてもいいですよね？

A 57

公知の技術である、というためにはそれが本当に公知であることを証明できなければなりません。誰でも知っていることだから、では通らない

のです。従って、公開特許情報があるとか論文が公開されている、などの要件を満たす必要があります。このため、自分で直ちに公知だと判断することは危険です。どのような場合でも輸出する際は必ず一度該非判定を行い、貿易外省令※に適合するか否か等、自社の輸出管理統括部署の判断を仰いで下さい。

※貿易外省令：商品貿易以外（運輸・保険・海外旅行などの各種サービス、工業所有権、直接・間接投資、証券の輸出入など）の目に見えない取引等に関する省令

Q 58

該非判定においては、提供技術が公知であるか否かをも判定することになるのでしょうか。

A 58

提供技術がリスト規制技術に該当するか否かと、公知の技術であるか否かとは関係ありません。ただし、当該技術が公知の技術（あるいは公知にするための技術）であることが確認できた場合、輸出管理は不要です（公知の技術の場合は、たとえリスト規制技術であっても許可不要となる特例があるため、このような運用としています）。

Q 59

先日最新の技術開発テーマの学会発表をしました。直ぐに海外から問い合わせがきました。打合せは技術提供になるが、技術は公知と考えられるので、該非判定は不要としてもよいでしょうか。

**A****59**

学会発表自体が技術の提供になるため、事前に該非判定を行い不特定多数へ技術提供をすることになるから公知特例を適用できると判定をした上で学会発表をしたのであれば、その技術はすでに公知だからということで提供することは問題ありません。ただし、打合せ内容がその公知となった技術の範囲に収まっている情報交換であることが前提となります。その範囲を超える場合、改めて該非判定をする必要があります。

**Q****60**

輸出入の通関の際、組成開示を求められることがあります。もし SDS の情報を超えて組成を開示する場合、輸出管理の対象になるのでしょうか？

**A****60**

輸出管理の観点では、SDS 記載の情報であれば、輸出管理は不要です。一方、SDS 記載内容を超える情報の場合は、海外の税関であれば非居住者への技術提供にあたります。取引審査の際は、税関を顧客として審査して下さい。日本の税関であれば、輸出管理対象外です。なお、営業秘密保護の観点から本当に情報を出すか否かは別途ご検討下さい

**Q****61**

技術提供を行う際、仲介者(商社)も需要者として管理するよう言われました。何故でしょうか。

**A** 61

輸出管理は、誰に貨物や技術が渡るのかを管理することが重要です。一般的に、貨物の場合は直接最終需要者に渡るので、こちらを需要者として管理することになりますが、技術の場合、提供方法に差はありますが、仲介者も技術の受け取り手となる得るため、最終需要者と同様にこちらを需要者として管理すべきと考えます。

**Q** 62

展示会用の資料として使用するために、当社製品に関する技術資料を海外にハンドキャリーで持ち出す場合は、事前に経済産業大臣の許可が必要でしょうか？

**A** 62

技術資料を海外にハンドキャリーで持ち出す行為は、外為令上の「技術の輸出」に該当します。ただし、「技術に関する特例」として、公知の技術を持ち出す場合または対象技術を公知にする目的で持ち出す場合は経済産業大臣の許可は不要となります(貿易外省令第9条第2項第九号)。海外の展示会において不特定多数の者に技術資料を提供する場合は、資料に記載の技術を公知にする目的で持ち出す場合に該当しますので、経済産業大臣の許可は不要となります。

**Q** 63 | 海外からお客様が来て工場見学をします。輸出の手続きが必要ですか。

**A** 63 | 工場見学にもいろいろありますが、予め誰でも見ることができる決まったルート(見学コースあり)の中であれば輸出管理は不要です。但し、特定のお客様にしか見学させないルートがある場合や、あるいは技術提供を受ける目的で来社され、その一環で工場見学が行われる場合は、輸出の手続きを実施してください。

**Q** 64 | 「工場見学ルートから見える場所にリスト規制に該当する装置とその説明パネルが設置されていますが、見学者に見えてしまうと役務取引許可が必要でしょうか？

**A** 64 | 装置の外観だけを見せ、説明パネルの内容が通常の商習慣で提供されるカタログ程度の内容であれば、当該装置の設計又は製造に必要な情報には該当しないため、役務取引許可の取得は不要です。ただし、輸出令別表第1の1項(武器)に該当する貨物を製造する工場の見学の場合には、当該貨物の技術提供に当たる場合もあるので、注意が必要です。

**Q** 65 | 自部門の技術活動紹介資料を海外グループ会社向けにグループポータルに掲載する場合、輸出管理が必要でしょうか？

**A** 65 | グループポータルへの技術情報掲載は不特定多数の者が見ることはできないため、公知にするための技術提供にはなりません。海外グループ会社は非居住者ですので、グループポータルに技術情報を掲載した時点で非居住者への技術提供となり、輸出管理が必要です。

**Q** 66 | 海外のウェブサイトにて自事業部の製品技術情報を掲載依頼するにあたり、輸出管理上の注意点を教えてください。

**A** 66 | 不特定多数に開示する場合は、技術を公知にするため輸出許可不要となりますが、会員制サイトなどの場合は公知の技術とはならないため、品目によっては輸出許可が必要な場合もあるので、掲載前に輸出管理部門にご相談下さい。

**Q** 67 | 海外の支社と共有しているサーバーにデータを格納するだけならば輸出管理上問題となることはないですか？

**A****67**

サーバーに格納した技術情報に海外からアクセスがあると海外への技術提供となるので、サーバーへ技術情報を格納する際には、アクセス権を確認するなどの注意が必要です。

**Q****68**

外国人を相手に技術を提供するのに輸出管理を求められなかったり、逆に日本人を相手に技術を提供するだけなのに厳しい輸出管理を求められたりします。何故ですか？

**A****68**

外為法では技術の提供について、国籍で判断しているではありません。居住性という、我が国独自の考え方で判断をします。居住者への技術提供は自由に行える一方、非居住者への技術提供には規制がかかります。従って外国人でも居住者ならば技術提供は自由ですが、日本人でも非居住者ならば提供のための輸出管理は必要です。因みに、日本以外の国では国籍で判断するのが普通です。ですから外国の法令に従わなければならない状況では、国籍で判断して下さい。

**Q****69**

「みなし輸出」という言葉を最近よく聞きます。どのような制度なのでしょう。

**A****69**

経済産業省の資料では、『「居住者から非居住者への技術の提供を目的とする取引」の管理を「みなし輸出管理」といいます。みなし輸出管理は、国内の技術提供であっても規制の対象となります。』と説明されています。非居住者への技術提供は、国内での提供であっても輸出とみなして、輸出と同様の規制を受けるものをご理解ください。

2022年5月1日以降は、非居住者から強い影響を受けている居住者（「特定類型」と呼びます）もみなし輸出管理の対象に追加されています。

**Q****70**

A社のある開発品Bのプロジェクトチームには、中国籍のA社社員のCさんがいます。このプロジェクトにおいてCさんとの技術情報共有の際に輸出管理上注意しなければならないことは何でしょうか。

**A****70**

Cさんは中国籍の居住者ということですから、2022年5月以降の採用で、且つ中国政府・企業等より影響力を受ける人かどうかを検討する必要があります。もし居住者であっても中国政府・企業等より強い影響力を受けている人であればCさんに対する技術情報の提供には輸出管理が必要となります。A社としてはCさんより採用時にその旨の誓約書を取得しておく必要があります。また、Cさんに米国の技術情報を提供する場合はEARに基づく輸出管理を行う必要があります。EARにつきましては「米国EAR等解説書」もぜひご参照ください。

**Q****71**

国内化学メーカーX社とリスト規制該当技術が関連する共同開発を行っています。

たまたま中国に出張中のX社の担当者から、空き時間に検討したいのでリスト規制該当技術をeメールで送って欲しいと言われましたが、役務取引許可は必要でしょうか。

**A****71**

外国にいる居住者にリスト規制該当技術を提供する場合は、役務提供許可が必要です。但し、提供の履行地が日本であって、たまたま外国で受信する場合は許可不要です。(日本国内での技術提供につきましては、経済産業省安全保障輸出管理 HP Q&A 技術関連 45 もご参照下さい。)

また、同じ会社の担当者が海外出張中で、その担当者にリスト規制該当技術を送信する場合も、同一会社内の情報共有目的であれば、許可不要です。

**Q****72**

ソースコードとかオブジェクトコードという言葉が出てきますが、どういう意味ですか？

**A****72**

ソースコードとはプログラミング言語で記載されたプログラムのことです。プログラミング言語を理解している人であれば、ソースコードを見ればそのプログラムの内容を理解できます。しかしソースコードのままではコンピューターはそのプログラムを理解できず、動作させることができません。これに対しオブジェクトコードはソースコードを二進数(0と1)に変換し、コンピューターが理解できるようにしたものです。オブジェクトコードによりコンピューターはそのプログラムを動作させることができます。しかし、オブジェクトコードは0と1の羅列に過ぎませんの

で人間がこれを見ても、そのプログラムの内容を理解することができません。

**Q** 73 | 当社の海外グループ会社の外国人従業員との情報交換をするだけでも許可申請が要りますか。

**A** 73 | 同じ企業グループの間であっても、海外グループ会社の外国人従業員は「非居住者」にあたるので、当該従業員との技術情報の交換は技術の提供にあたる可能性があります。したがって、当該従業員とリスト規制技術の遣り取りをする場合には経済産業大臣への許可申請が原則として必要です。

**Q** 74 | 技術情報のストレージサービス(クラウド)での共有について、許可申請は要りますか？

**A** 74 | ストレージサービス(クラウド)での技術情報の共有は、非居住者である相手方が共有先にいる場合には、非居住者への技術の提供にあたりますので、当該技術情報がリスト規制技術である場合には、許可申請が必要です。



75

中国で近々に開催される、広く一般にも公開された展示会において、新開発品のリスト規制該当技術を開示したいと思います。この場合、経済産業大臣への許可申請が必要でしょうか。



75

不特定多数の者が入手可能な状況で開示される技術資料であれば、外為令別表1～15項に該当する技術であっても、「公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引(特定の者に提供することを目的として公知とする取引を除く。)」(貿易外省令第9条第2項第九号)に該当し、経済産業大臣の役務取引許可は不要です。

## 第5章 キャッチオール規制関連

安全保障輸出管理には、リスト規制とキャッチオール規制の2つの規制があります。リスト規制は、輸出貿易管理令別表第1、別表第2、外国為替令別表の規制品目リストに掲載されている品目に対する規制です。キャッチオール規制は、輸出貿易管理令別表第1、外国為替令別表の規制品目リストに掲載されていなくても、何らかの процедуруを行う必要のある品目※です。この章ではキャッチオール規制についてQ&Aで説明していきます。

※多くの工業製品がキャッチオール規制に該当しますが、食品や木工品等は除かれています。

**Q** 76 | 外国ユーザーリストに掲載されている会社への貨物の輸出は全て禁止されるのですか？

**A** 76 | 外国ユーザーリストは大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない企業などが掲載されたリストのことで、禁輸リストではありません。しかし、このリストに掲載されている企業に輸出を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、許可が必要になります。リストの右欄には「核」「化学」「生物」「ミサイル」といった具体的懸念区分が記載されており、この用途に使用される懸念があれば許可は出ません。

**Q** 77 | 貨物の最終仕向地が「グループA」(旧称ホワイト国)である場合で、「グループA」以外の国を經由して貨物が輸出された場合には、キャ

ッチオール規制は問題ないでしょうか？

**A** 77 | 貨物の最終仕向地がグループAである場合は、貨物がグループA以外の国を経由してもキャッチオール規制の問題はありません。ただし、そのようなイレギュラーなルートで輸出される場合は、通関の時点で輸出を止められ、経済産業大臣から輸出許可を求められる可能性があります。

**Q** 78 | ホワイト国って何ですか？ ホワイトがあるならブラックもあるのでしょうか？

**A** 78 | ホワイト国というのは古い呼び方で、現在はグループA国と言います。これは輸出令別表第3に記載の国で、輸出管理を厳格に行っている国であるとして日本国政府が認めたものです。きちんとした管理をしている国であるため、これらの国への輸出では規制が緩くなっています。なお、ブラック国というものはありません。

**Q** 79 | グループA国は理解しました。AがあるならBやFやXもあるのでしょうか？

**A****79**

グループA国の他はB、C、Dまでです。グループB国はグループA国ほどではないがある程度輸出管理をきちんと行っている国、として日本国政府が決めています。但しグループB国にどの国が入るのかは、公式には明らかにされていません。

グループD国は内戦や核開発などの懸念がある国です。具体的には、輸出令別表第3の2に記載の国と、輸出令別表第4に記載の国からなります。輸出令別表第3の2は国連武器禁輸国と言い、国連安保理決議で武器の禁輸が定められた国です。それを日本国政府が認定したものです。一方、輸出令別表第4は懸念国と言い、大量破壊兵器の開発を行っている懸念が高い国を言います。

グループC国は、グループA、B、Dのいずれにも入らない国＝その他大勢です。

**Q****80**

用途・需要者チェックリストにおける「需要者」とはどのような者を指すのでしょうか？当社製品を実際に使用するユーザーの更に川下にエンドユーザーが存在する場合はどのユーザーが「需要者」となるのでしょうか？

**A****80**

当社の用途・需要者チェックリストにおける「需要者」とは、輸出令上の「需要者」と同義であって、当社製品を実際に使用または加工するユーザーのことを指します。当社製品が使用または加工されることによって形状、性質が変更された物を使用または加工する川下のエンドユーザーは、当社の用途・需要者チェックリストにおける「需要者」とはなりません。



81

輸出先の会社のことまで知っておかなければならないのは何故ですか？



81

輸出先の会社がどのような業態であるかを知ることにより、今回の取引が武器や大量破壊兵器の製造に繋がりがやすいかが分かります。また業態を知った上で、それが輸出する品目と合っているかという点も重要です。この業界ではよく、「パン屋に遠心分離機は要りますか？」という話をします。業態に合わない品目の輸出は、「何かおかしい」と考えなければなりません。



82

国内の取引先から、その取引先の海外顧客に貨物(リスト規制ではないらしい)を送るよう言われました。でも、「機密事項」とか「不正競争防止法に抵触する」と言われ、用途を教えて貰えません。どうしたら良いですか？



82

外為法の趣旨を説明し、用途を聞き出して下さい。また、用途不明の輸出は国の許可を取得しなければできません。その旨を説明するのも良いでしょう。なお、法に基づいて用途を聞き出す行為は不正競争防止法には全く抵触しませんのでご安心下さい。  
なお、該非判定を忘れずに実施して下さい。もしもリスト規制該当であれば、基本的に許可申請が必要です。

**Q****83**

用途の確認は、何故行わなければならないのですか？

**A****83**

何に使われるのかも分からずに輸出すると、武器や大量破壊兵器に転用されてしまう可能性があります。その時に「知らなかった」は通りません。法令上、私たちはそれを知っていなければならないのです。ですから用途はしっかりと確認して下さい。

**Q****84**

当社が直接輸出した製品について、もし大量破壊兵器の製造に使用されたことが輸出後に判明した場合、輸出時に当社製品が大量破壊兵器の製造に使用されることを知らなかったとしても、当社にキャッチオール規制違反の責任が発生するのですか？

**A****84**

輸出時に当社製品が大量破壊兵器の製造に使用されることを知らなかった場合は、キャッチオール規制違反の責任は発生しません。ただし、「輸出時には当社製品が大量破壊兵器の製造に使用されることを知らなかった」ことを記録として残しておくことが重要ですので、普段から直接輸出の際には社内規則に則り、用途・需要者チェックリストを作成しておくことが大切です。

**Q****85**

リスト規制品を輸出管理することはわかりますが、規制品ではないものまで何故管理するのでしょうか？ 規制品ではないのだから、そもそも言葉通りで管理する必要はないと思いますが？

**A****85**

外為法ではリスト規制品ではないものも輸出管理を行うよう義務付けられています。規制品ではないので貨物や技術そのものではなく、仕向け先と用途を確認し、管理する必要があります。その結果、懸念需要者だったり軍事用途だったりした場合は、条件に応じて経済産業大臣に輸出許可申請を行わなければいけません(キャッチオール規制)。

**Q****86**

顧客審査で、後日住所が変わった場合は必ず再申請(再登録)するように言われますが、同じ会社なのだから中身は何も変わっていないし、その必要はないのではないのでしょうか？

**A****86**

輸出管理は、貨物や技術が最終的にどこの国の誰に渡るのかを管理するものですので、同じ顧客でも例えばその工場がA国からB国に移転した場合は、B国向けの輸出の是非を判断する必要があります。同じ会社でも不正輸出に繋がる可能性もありますので、最終費消地をしっかりと把握することは極めて重要です。

**Q** 87 リスト規制品ではない自社製品を海外の商社に販売し、当該商社が海外の顧客に販売するのですが、貨物の最終需要者が不明です。このようなケースはどうすればよいですか。

**A** 87 判明している販売会社をストック先と位置付けて輸出管理の手続きを行ってください。その上で、可能な限りそのストック先から最終需要者の情報(懸念需要者か否か、もしくは軍事用途か否か等)を入手するようにしてください。

**Q** 88 キャッチオール規制等において、インフォーム(経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知)を受けた場合、経済産業大臣の許可申請が必要となっていますが、実際にインフォームがされているのでしょうか。

**A** 88 経済産業省からインフォームの発出件数は公表されていませんが、同省の説明会資料に違反事例としてインフォームを無視した事例が紹介されています。

**Q** 89 用途要件は、大量破壊兵器・通常兵器の開発等に用いられることを知っている場合とのことですが、何をもって「知っている」とされるのでしょうか。



89

会社案内、HP 等公表された情報、最終需要者や商流に入っている買主等から入手した書類やメール等の電磁的な情報、電話・口頭等の情報により軍事用途に用いることを知った又は知り得た場合、「知っている」とされます。

## 第6章 輸出貿易管理令別表第2関連

輸出貿易管理令には2つの別表があります。別表第1（安全保障関連）及び別表第2（安全保障関連以外）です。別表第2は、様々な法令や国際協定等の別表に掲載された品目のリストで、それぞれ別の理由で輸出規制が掛けられています。

**Q** 90 | 安全保障を理由とした規制は分かりました。でもそれ以外での規制（例えば、トルエンやアセトンが規制されている）は何故あるのでしょうか？

**A** 90 | 安全保障という理由以外にも、輸出を規制しなければならない理由があります。

- ①国際条約を理由とした規制：例えばワシントン条約で規制される生物やそれらからできる物質は、条約で規制される生物の絶滅を防ぐため、取引が厳しく規制されています。
- ②日本の国内法を理由とした規制：例えば毒劇法の特定毒物は極めて強い毒性を持つことから、国内で厳しい規制が行われています。そのようなものを海外へ輸出することは輸出先の国に多大な迷惑をかけることにもなりかねません。
- ③国内需要の確保のための規制：血液製剤やうなぎの稚魚などは国内の需要も多く、逼迫しています。儲かるからと言うだけで自由に輸出されると国内需要がまかなえなくなるため、規制されることがあります。
- ④輸出秩序の維持のための規制：漁船については漁業の秩序の維持や漁業資源の確保の観点から、規制されています。
- ⑤犯罪防止のための規制：偽造通貨や不正商標商品など、犯罪に直結するものを

輸出させないため、規制しています。

このような、安全保障とは違った理由により規制が行われています。

**Q** 91 | トルエンなんてどこでも簡単に手に入ると思うのですが、何故規制されているのですか？

**A** 91 | 日本にいと簡単に手に入りそうですが、世界的に見ると意外とそうでもありません。なかなか手に入らない物質も多くあります。当たり前のように見える物質が規制されている場合は、そのような事情があると考えて下さい。

**Q** 92 | 別表第2第21の3項該当の麻薬原料(50%超のトルエン等)で、HSコードによる適用除外品目となっている貨物について、一般包括承認を用いて輸出してもよいですか？

**A** 92 | HSコードによる適用除外品目については、一般包括承認を適用せず、適用除外品目として輸出管理を行い、税関にその旨申告して下さい。



93

顧客より入手したメタノールの SDS に関して、廃棄物の場合、別表第 2 に該当する旨記載がありますが、輸出承認が必要でしょうか？



93

廃棄物として輸出しない場合は、別表第 2 に該当せず、輸出承認は必要ありません。

## 第7章 個別許可・承認関連

リスト該当品目を輸出する際には、経済産業大臣の許可・承認（以下「許可等」と言います。）が必要です。特例として少額特例等で許可等を免除される場合もありますし、包括輸出許可等を使用して輸出できる場合もありますが、個別許可等の申請について概要を知っておくことも大切です。

Q

94

個別許可申請について気を付けることは何でしょうか。

A

94

個別許可申請は、リスト規制品目の輸出の際に少額特例も適用されず、包括許可も使用できない(項番、仕向国・地域の)とき等に必要になります。申請書及び添付書類は経済産業省の安全保障輸出管理 HP に掲載されています。経済産業省の提出先部署は該当項番によって異なります。通常は NACCS という専用システムに権限を取得して申請を行います。最初の申請の際には、案件について背景等も含め案件について詳しく聴取されます。添付書類に契約書がある場合は契約書に取引内容が網羅されている必要があり、その内容と申請書等の内容を照合して審査されます。書類の補正で1か月程またはそれ以上かかることもありますので早めの始動がお勧めです。許可が下りるという保証はありませんが、担当官の感触は申請手続き過程である程度聞くことは可能です。社内決裁や契約締結準備等と並行して詰めておくこともお勧めです。同じ案件でも出荷ごとに許可申請が必要です。ルーチンになるとその分許可は早めに下ります。

Q 95

輸出規制該当品を直接輸出するのに必要な経済産業大臣の輸出許可・承認を一度取得すると、それ以後は輸出許可・承認を取得する必要はなくなるのでしょうか？

A 95

経済産業大臣の輸出許可・承認には、輸出者による申請内容に基づき、許可・承認される期間・数量が定められています。従って、許可・承認された期間・数量を超えて輸出規制該当品を輸出する場合は改めて経済産業大臣の許可・承認を取得する必要があります。

Q 96

許可と承認は、何か違いがあるのですか？

A 96

法律用語として、「許可」とは「法令により禁止されている行為を特定の場合に解除する行為」のことです。一方「承認」とは「権限のある機関が、他の機関や人の行為に与える同意」のことです。このように違いがあり、用語としては明らかに「許可」の方が厳しいことを言っています。しかし、輸出管理の分野では許可であれ承認であれ、「それを取得しなければ輸出ができない」という点では全く同じことです。



97

許可と承認を使い分けている理由は何ですか？



97

安全保障分野で「許可」、それ以外の分野で「承認」を使用することにより棲み分けをしていると考えられます。なお A96 の通り、許可であれ承認であれ、それを得なければ輸出ができない点は全く同じです。ただ、もともと禁止されているという点では、許可の方がやや厳しいというイメージでも良いと思います。

## 第8章 少額特例

前章では個別許可・承認についてご説明しましたが、リスト規制品目を輸出する場合でも一定の金額に満たない場合、少額特例で許可・承認が免除される場合があります。この章では少額特例についてご説明します。

**Q** 98 「少額特例」とは何でしょうか。

**A** 98 貨物の種類として輸出許可の対象となる場合であっても、ある一定の金額以下の輸出であれば経済産業省への輸出許可・承認が不要となる制度です。別表第1には100万円以下や5万円以下、別表第2の21の1項には30万円以下等の少額特例があります。詳細は経済産業省HP等でご確認ください。

**Q** 99 少額特例について、「契約金額」とは、PO(Purchase Order)に記載の金額という理解で正しいですか？

**A** 99 「契約金額」とはPOに記載の金額という理解で正しいです。当社が直接輸出する場合は、海外関係会社や海外のユーザーから、営業

部が PO を受領しているはずなので、その金額で判断することになります。

**Q** 100

少額特例の「契約金額」には、製品本体の価格だけでなく、出荷工場から港までの製品の運送費、船積みに係る費用、海上運賃や海上保険等の諸費用も含まれているのですか？

**A** 100

「契約金額」に何が含まれているかは当事者間の取引条件(インコタームズ)で決まります。CIF 価格や FOB 価格など、取引条件に応じた価格がいくつか挙げられますが、どの取引条件を当事者間で採用するかによって、「契約金額」の中に、出荷工場から港までの製品の運送費、船積みに係る費用、海上運賃や海上保険等の諸費用のうち何が「契約金額」に含まれるかが決まります。

## 第9章 包括輸出許可・承認

リスト規制品目を輸出する際に、経済産業大臣への個別の許可・承認申請が不要な場合として、包括輸出許可・承認があります。包括許可・承認を受けるには、いわゆる認定を受ける必要がありますが、特にリスト規制品目を年間に複数回輸出する場合、取得していれば非常に便利です。

Q 101

「包括許可」とは何でしょうか。

A 101

包括許可とは、輸出・提供毎に国の審査を受けるのではなく、国から一括して許可を得てしまい、以後は輸出者の自主管理に基づき輸出・提供することが認められる制度です。この中で広く用いられるのは特別一般包括許可証です。最初に審査があり、規程の制定・届出や過去の違反の有無等が考慮に入れます。初年度は主に1年間、その後は3年間の有効期限が付与され更新も可能です。包括許可証が使用できる該当項番は経済産業省のHPに掲載されており、項番ごとの包括許可が使用できる仕向先国(い地域～ち地域)の内訳も掲載されています。

Q 102

当社は特別一般包括許可証を取得しています。特一包括が適用可能な該当項番や仕向地に制限はあるのですか？

## A 102

特一包括が適用できる項番と仕向地の地域区分との組み合わせは  
包括許可取扱要領 別表 A および別表 B で確認して下さい。仕向  
地がどの地域区分に該当しているかは提出書類通達 別表 3 に記載されていま  
す。

## 第10章 違反関連

輸出管理では、武器そのものや軍事用途でなくても、武器に使用可能な品目であればリスト規制該当になり得ますし、そのようなものについてきちんと輸出管理をしなければ罰則が課されます。輸出管理における罰則は非常に重いですから、外為法違反を起こさないためにも、まず違反について学んでおきましょう。

Q 103

違法輸出をするとどうなるのですか？

A 103

外為法違反で罰せられます。刑事罰であれば10年以下の懲役、10億円以下の罰金(法人)、行政処分では3年以内の輸出禁止などがあり、例えば、違反品目は3年間、その他の全品目で1年間等の輸出禁止処分もありえます。さらに刑事罰と行政処分を併科される場合もありえます。それらより軽いものでも、経済産業省貿易経済協力局長名より警告を受けた場合には企業名を公表されます。違反により企業名を公表されると、大きなイメージダウンにつながります。場合によっては、マスコミにより執拗に糾弾されたり株主代表訴訟を提起されたりすることもあります。他にも、最も軽微な違反でも経緯書等、違反を再発させないよう十分注意する旨の文書を代表者名で提出するよう求められます。

Q 104

万事、法令にしたがって輸出すれば OK ですね。

A 104

法令遵守は最低限必要で、例えば包括許可を持っている企業は法令より厳しいルールを設けていると思います。厳しいルールが結果的に法令遵守に繋がっていくからです。法令と企業ルールをしっかりと確認していただくことは輸出管理を行う上で極めて重要です。

Q 105

外為法の罰則を見ていたら何かものすごいことを書いていました。ちょっとでも違反をすると、誰でもこのような厳しい罰を受けるのでしょうか？ 罰が厳しすぎて怖いのですが。

A 105

確かに、「懲役 10 年」とか「罰金 3,000 万円」という話を聞くと臆してしまいますね。こういう罰則は、まず悪意を持って違反をした場合には必ずと言っていいほど適用されます。これに対し、過失などの場合はよほどの大問題でない限り適用されません。経緯説明、陳謝、再発防止に努める等の内容の文書の提出で終わりとなることもしばしばです。

但し、どのような違反であっても経済産業省とのやりとりが必要で、違反してしまった経緯、過去数年間の全輸出状況のまとめ、再発防止策策定など、様々な対応をしなければなりません。過失であっても違反をした場合の負荷は相当なものですのでお気を付け下さい。

## 第11章 輸出管理全般

日本では安全保障輸出管理についての法令遵守のための基準があります。その基準に則った体制を各社で構築する必要があります。いわば管理体制の基準も法令により定められているということになります。各社員・役員が輸出管理を理解していく必要もあり、企業グループとして関係会社の輸出管理体制構築支援も必要です。このような遵守体制を構築・維持していくために日常から社内で備えておく社内ルール、教育資料等いろいろな事項についてご説明します。

CP

**Q** 106

CPとは何ですか。

**A** 106

Compliance Program(コンプライアンス・プログラム)の略称で、外為法関連法令を遵守するため企業や大学が策定する内部規程をいいます。

CP

**Q** 107

CPの公表リストとは何ですか。

A 107

経済産業省 HP にて、安全保障貿易管理に係る自主管理体制を整備している企業や研究機関等を掲載しているリストです。ただし、公表は各企業等の任意とされており、CP を作成し実施している企業等のすべてが掲載されているわけではありません。また、各企業等の CP の内容を公表しているわけでもありません。

教育

Q 108

この度、輸出業務を担当する事になりました。勉強が必要と思うのですが、何かよい教材や勉強方法を教えてくださいませんか？

A 108

先ず初めて取り組むのであれば、CISTEC の「輸出管理基礎コース」のセミナーが、安全保障輸出管理の全体像を学ぶには適切なカリキュラムでお薦めです。このセミナーは DVD 販売もされており、同一社内であれば研修用として活用もできます。民間資格ではありますが、CISTEC の実務能力試験の資格を取得すれば、一定の輸出管理の力量を身に着ける事ができます。経済産業省の安全保障貿易管理 HP にも教育資料があります。

安全保障貿易管理ガイダンス[入門編]

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

## 文書保存

**Q** 109

輸出に関する文書を適切な期間保存することは理解していますが、具体的に何を保存すればよいでしょうか。

**A** 109

引合い等から出荷・船積み又は技術の提供までの一連の関係書類のすべてが対象です。注文者、審査票、該非判定書、許可(申請)書

及びその添付書類、輸出通関関係書類、教育記録、事故報告書、打合せ議事録などが対象です。(CISTEC モデル CP ガイダンスの例示)

経済産業省「安全保障貿易管理ガイドンス[入門編]第2. 2版/令和5年7月」P51

3. 文書管理に具体的な書類が例示されています。(教育記録、事故報告書の例示なし)

## 法改正

**Q** 110

最新版の政省令等はどうすれば入手できますか？

**A** 110

経済産業省のホームページで提供されている貨物・技術マトリックス表には最新の政令、省令、通達の規定が一覧で記載されており、該非判定、項番の特定に活用できます。

<[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\\_intro.html](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)>

## 子会社支援

**Q** 111

子会社設立の際には、まずは輸出者等遵守基準より単純化、簡素化した輸出管理体制からスタートして徐々に経済産業省の基準に上げていけば良いでしょうか。

**A** 111

輸出管理体制を立ち上げる際には、最初の段階から輸出者等遵守基準で立ち上げる必要があります。簡素化した基準では遵法レベルに達しておらず、それを許容した親会社にも責任が発生します。

## 子会社支援

**Q** 112

子会社を設立する際の、輸出管理体制構築の際にはどのような準備を行えばよいでしょうか。

**A** 112

まずは、製品、開発品等の取扱い品目を網羅的に調査し、早い段階から各取引部署から該非判定を行うようにする必要があります。また、それに先立ち輸出管理規程も制定する必要があります。

# 安全保障貿易管理検討部会委員名簿

小池 眞 (部会長)	三井化学株式会社 総務・法務部 主席部員
小原 和広	旭化成株式会社 法務部 課長
西垣 太	花王株式会社 輸出管理部 部長
山地 辰樹	三洋化成工業株式会社 総務本部 法務部 副主任
吉田 完	住友化学株式会社 レスポンシブルケア部 主席部員
伊藤 一彦	積水化学工業株式会社 法務部 法務・コンプライアンスグループ
石原 將年	株式会社ダイセル セイフティ SBU 事業推進室 主席部員
東野 寛文	D I C株式会社 物流部 通商管理・貿易業務グループ マネージャー
橋口 昭男	東ソー株式会社 法務・特許部 法務室
千葉 充	東ソー株式会社 法務・特許部 法務室
澤地 真治	株式会社トクヤマ CSR企画グループ
藤井 智章	株式会社トクヤマ CSR企画グループ 主幹
石飛 雅彦	三菱ケミカル株式会社 SCレスポンシブルケア本部 グローバル企画管理部
本多 竜二	UBE株式会社 リスク管理部 輸出管理グループ グループリーダー
和田 豊士	UBE株式会社 品質保証部 製品安全グループ(字部)
村上 真人	株式会社レゾナック 法務部 安全保障輸出管理グループ マネージャー
<事務局>	
半田 繁	日本化学工業協会 常務理事
海野 雅幸	日本化学工業協会 産業部部長
川原 健一	日本化学工業協会 産業部部長



一般社団法人  
日本化学工業協会

一般社団法人 日本化学工業協会

〒104-0033  
東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル7F  
TEL 03-3297-2559 (産業部)  
FAX 03-3297-2615

本解説書の著作権は、一般社団法人日本化学工業協会（日化協）に帰属します。日化協会員以外への送付、譲渡等を目的に本解説書の一部または全部を無断で複写・複製・転訳載することを禁じます。